

令和7年4月4日

学 生 各 位

学生課学生・図書係

令和7年度授業料免除（前期）の申請について（通知）

標記のことについて、下記のとおり申請を受け付けますので、希望者は学生課学生・図書係に申し出てください。

記

1. 制度

(1) 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

令和7年度本科4・5年生及び専攻科1・2年生

（本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことがある学生は除く。）

※学業成績等に関する基準と家計の経済状況（収入・資産）に関する基準を満たすことが条件です。

(2) 国立高等専門学校機構における授業料免除（災害等の特別な事由による場合）

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(3) 国立高等専門学校機構における授業料免除（その他特別な事由による場合）

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の非自発的な失職等により著しい家計の急変があった者
- ② 在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

※新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変がある場合は学生・図書係へご相談ください。

2. 申請受付期間

令和7年5月7日（水）まで（受付時間：土・日・祝日を除く8:30～17:00）

3. その他注意事項

- ・ 本科3年生までの就学支援金とは異なり、免除希望者は自ら申請する必要があります。
- ・ 受付期間以外は申請を受け付けません。免除希望者は必ず期間内に申請書を提出してください。
- ・ 不明な点は、学生・図書係（TEL 0897-37-7814）までお問い合わせください。